

合併協定書



長 門 町



和 田 村

長門町・和田村合併協議会

平成17年 2月 9日

基本的な協議事項	
1 合併の方式	3
2 合併の期日	3
3 新町の名称	3
4 事務所の位置	3
5 財産・財産区の取扱い	3
6 議会の議員定数及び任期の取扱い	3
合併特例法等の特例措置に関する協議事項	
7 農業委員会の委員定数及び任期の取扱い	4
8 地方税の取扱い	4
9 新町建設計画	4
10 地域審議会の取扱い	4
11 一般職の職員の身分の取扱い	4
その他の協議事項	
12 国民健康保険税の取扱い	5
13 上下水道事業の取扱い	5
14 使用料・手数料の取扱い	5
15 補助金・交付金の取扱い	5
16 特別職の身分の取扱い	5
17 条例・規則の取扱い	5
18 機構及び組織の取扱い	5
19 町名・字名の取扱い	6
20 行政連絡組織の取扱い	6
21 消防団の取扱い	6
22 公共的団体等の取扱い	6
23 広域連合・一部事務組合の取扱い	6
24 土地開発公社・振興公社の取扱い	6
25 慣行の取扱い	6
26 各種事務事業の取扱い	
【総務部会関係】	
26-1 選挙関係事務の取扱い	7
26-2 行政連絡事務事業の取扱い	7
26-3 交通安全対策事業の取扱い	7
26-4 公営住宅関係事業の取扱い	7
26-5 地域計画事業の取扱い	7
26-6 交通体系関係事業の取扱い	7
26-7 税務関係事業の取扱い	7
26-8 地域情報化事業の取扱い	7
26-9 議会事務の取扱い	8

【民生福祉部会関係】		
26-10	諸証明書発行事務の取扱い	8
26-11	霊園管理事業の取扱い	8
26-12	生活環境事業の取扱い	8
26-13	廃棄物対策関係事務の取扱い	8
26-14	国保年金事業の取扱い	8
26-15	社会福祉関係事業の取扱い	9
26-16	高齢者福祉関係事業の取扱い	9
26-17	介護保険事業の取扱い	9
26-18	医療施設、医療関係事業の取扱い	9
26-19	健康づくり関係事業の取扱い	9
26-20	少子化対策事業の取扱い	9
26-21	保育所関係事業の取扱い	9
【産業建設部会関係】		
26-22	農政振興関係事業の取扱い	10
26-23	土地改良事業の取扱い	10
26-24	林業関係事業の取扱い	10
26-25	上下水道関係事業の取扱い	10
26-26	商工・観光関係事業の取扱い	11
26-27	定住促進対策事業の取扱い	11
26-28	道路関係事業の取扱い	12
【教育部会関係】		
26-29	社会教育関係事業の取扱い	12
26-30	学校教育関係事業の取扱い	12
26-31	人権同和関係事業の取扱い	13
26-32	児童館運営事業の取扱い	13

別 表

・別表 1	財産・財産区の取扱い	14
・別表 2	機構及び組織の取扱い	15
・別表 3	広域連合・一部事務組合の取扱い	17
・別表 4	納期の取扱い	19
・別表 5	諸証明書の発行手数料の取扱い	20
・別表 6	ごみ指定袋関係事務（ごみ処理手数料）の取扱い	21
・別表 7	保育料の取扱い	22
・別表 8	土地改良事業受益者負担金の取扱い	23
・別表 9	使用料・手数料の取扱い	24
・別表 10	補助金・交付金の取扱い	28

調印書 32

立会人署名 33

参考資料 長門町・和田村合併研究会及び合併協議会名簿 35

I 基本的な協議事項

1 合併の方式

小県郡長門町及び同郡和田村（以下「両町村」という。）を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

平成17年10月1日（土）とする。

3 新町の名称

「長和町」（ながわまち）とする。

4 事務所の位置

- （1）新町に「長門庁舎」「和田庁舎」を置き、分庁方式により有効活用を図る。
- （2）新町の事務所の位置は、長門町大字長久保525番地1（現 長門町役場）とする。
- （3）新庁舎の建設は当面行わない。ただし、新庁舎を建設する場合は、住民の合意を得られる場所に建設する。

5 財産・財産区の取扱い

- （1）両町村が所有する財産（土地、建物、債権及び債務、基金等）は、和田村の区域に設置する財産区に引き継ぐ財産を除き、すべて新町に引き継ぐ。
- （2）長門町の3財産区、財産区に係る開発地の管理については、現行どおり新町に引き継ぐ。
- （3）和田村の区域に財産区を設置し、財産区管理会を置く。この財産区に引き継ぐ財産は次のとおりとする。（別表1 14P）

6 議会の議員定数及び任期の取扱い

- （1）新町の議会の定数は14人とする。
- （2）市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第7条第1項の規定を適用し、両町村の議員は平成17年11月30日まで、引き続き新町の議会議員として在任する。

Ⅱ 合併特例法等の特例措置に関する協議事項

7 農業委員会の委員定数及び任期の取扱い

- (1) 新町に一つの農業委員会を置く。
- (2) 両町村の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年9月30日まで、引き続き新町選挙による委員として在任する。
- (3) (2)の在任期間終了後の選挙による委員の定数は、新町において定める。

8 地方税の取扱い

町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税及び鉱産税の賦課は現行のとおりとする。

9 新町建設計画

別添「長和町まちづくり計画」のとおりとする。

10 地域審議会の取扱い

- (1) 合併特例法第5条の4に規定する地域審議会は、設置しない。
- (2) 地域住民意見の反映や住民によるまちづくりのため両町村の区、町内会といった自治組織を活用、活性化させていくことを検討する。

11 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 両町村の一般職の職員は、合併の特例法第9条の規定に基づき、新町の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数は、新町において定員適正化計画を策定し適正化を図る。
- (3) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

Ⅲ その他の協議事項

12 国民健康保険税の取扱い

医療費等と基金の状況を見ながら、3年間をめぐりとして1世帯あたりの税額が現在とほぼ同額となるよう平成17年度から統一を図り、国保運営協議会に諮ったうえで両町村議会において決定する。

13 上下水道事業の取扱い

- (1) 両町村の上下水道料金は、合併時に統一する。
(2) 新町の上下水道料金体系は下記のとおりとする。ただし、開発地の上水道料金は、両町村の現行料金とする。

使用水量等		上水道料金	下水道料金
基本料金	8	880円	1,120円
超過料金 1 当たり	1 ~ 12	135円	190円
	13 ~ 24	145円	230円
	25 ~ 36	155円	270円
	37 ~	165円	310円

(1ヶ月当たり、税抜き)

- (3) 上下水道料金の見直しは、定期的に行う。
(4) 両町村の上水給水区域、下水処理区域の統合を早急に目指す。

14 使用料・手数料の取扱い

各種事務事業の取扱いにおいて協議、承認されたとおりとする。(別表9 24P)

15 補助金・交付金の取扱い

各種事務事業の取扱いにおいて協議、承認されたとおりとする。(別表10 28P)

16 特別職の身分の取扱い

- (1) 町長他、常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。
(2) 法令で設置が定められている機関は新町においても設置し、その他委員会等附属機関については専門部会において、統廃合に向けて調整する。

17 条例・規則の取扱い

各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障のないよう、整備するものとする。

18 機構及び組織の取扱い

- (1) 住民サービスを低下させない、事務事業を停滞させないことに重点を置き、両町村役場を活用する。

- (2) 当面、「分庁方式」を基本に、両町村に合った総合支所方式の手法も取り入れて調整する。
- (3) 古町支所及び大門支所の閉鎖は行わない。
- (4) 次の配置図、組織図を原則として、新町発足までに調整する。
(別表2 15P)

19 町名・字名の取扱い

- (1) 長門町の大字・小字名とその区域及び和田村の小字名とその区域は、現行のとおりとする。
- (2) 和田村の区域を大字和田とする。
- (3) 住所表示においては、大字の字句を除く。
- (4) 通称の地名(立岩、有坂、稲荷、町小路、青原、中組ほか)の使用は現行のとおりとする。

20 行政連絡組織の取扱い

- (1) 長門町の町内会を「区」とし、和田村の区と併せて、行政連絡組織と名称の統一を図る。
- (2) 現在の長門町の区は、「自治会」と称する。
- (3) 和田村において、長門町の自治会組織に相当する組織を検討する。

21 消防団の取扱い

- (1) 新町に一つの消防団を置く。
- (2) 新町発足時に統合を行うこととし、組織等について両町村消防関係者及び専門部会で調整をはかる。

22 公共的団体等の取扱い

- (1) 商工会、社会福祉協議会には、それぞれ統合について協議するよう求めていく。
- (2) その他の公共的団体については、各団体の実情を尊重しながら、新町発足と同時に統合できるよう調整に努める。

23 広域連合・一部事務組合の取扱い

次のとおりとする。(別表3 17P)

24 土地開発公社・振興公社の取扱い

- (1) 両町村の土地開発公社を統合する。
- (2) 両町村の土地開発公社は、統合するまでに譲渡すべき土地の処分を積極的に進める。
- (3) (株)長門町振興公社への出資は新町に引き継ぐ。
- (4) (株)長門町振興公社へ和田村の温泉施設、墓地業務等の委託を行う方向で調整を図る。

25 慣行の取扱い

- (1) 新町章は、新町発足までに選定する。
- (2) 町民憲章、花、木等及び宣言は、新町において調整し、新たに定める。
- (3) 名誉町民の根拠となる制度及び表彰規定は、新町において制定する。ただし、両町村においてすでにその称号を贈られている者については、新町に引き継ぐ。

26 各種事務事業の取扱い

【総務部会関係】

26-1 選挙関係事務の取扱い

選挙関係事務の取扱いについては、新町発足までに地域の実情を勘案しながら、両町村の選挙管理委員会で新しい投票区、開票所を協議する。

26-2 行政連絡事務事業の取扱い

行政連絡組織（自治組織）の取扱いは、協議項目 20で確認されたとおりとする。

26-3 交通安全対策事業の取扱い

- (1) 信交通災害共済事務の取扱いについては、制度は現行どおり実施する。なお、加入者への補助については個人負担の原則に基づき、新町発足時、長門町の例により廃止する。
- (2) チャイルドシート補助事務の取扱いについては、出生祝金制度の充実を図り、少子化対策に重点を置くことを目的として和田村の本制度は廃止する。

26-4 公営住宅関係事業の取扱い

公営住宅等使用料の取扱いについては、当面、現行の使用料（家賃）を継続するものとし、算定・徴収事務等について、電算システムの導入を基本に統一を図る。

26-5 地域計画事業の取扱い

- (1) 地域活性化事業の取扱いについては、新町将来構想・建設計画に事業を盛り込み、積極的な事業展開を行うこととする。
- (2) 東京・和田会の取扱いについては、長門町出身者も合わせて組織化を促進する。

26-6 交通体系関係事業の取扱い

総合交通体系、巡回バスの取扱いについては、次のとおりとする。

- ・巡回バス、村営バスは運行の一体化を基本としてバス運営会社に委託し、巡回バスとして新町内を巡回する路線を構築する。
- ・現在の4条バス路線は現行のとおり維持していく。
- ・高校通学については、利用しやすい路線バスの便を実態調査から検討し、利便性の向上を図る。

26-7 税務関係事業の取扱い

- (1) 納期の取扱いについては、町村民税、固定資産税、軽自動車税の納期は同じ月に重ならないよう調整して統一し、国民健康保険税は12期徴収で実施する。
（別表4 19P）
- (2) 税務関係諸証明手数料の取扱いについては、現行どおり実施する。
- (3) たばこ税対策事務の取扱いについては、新町発足後、小売組合に対する補助金は廃止とするが、啓発用物品の支給を実施する。

26-8 地域情報化事業の取扱い

地域情報化事務の取扱いについては、平成18年度に供用開始される和田村の情報基盤整備事業の完成により両町村の情報サービスを一本化する。なお和田村の加入者負担金及び使用料については、3年後を目途に新町での料金に統一する。

26-9 議会事務の取扱い

- (1) 在任期間中の議員報酬は、長門町の例による。以降は新町で定める。
- (2) 本会議運営の取扱いについては、議事日程上の順番は長門町の例による。自治体範囲が広がるため、会議時間は午前10時から午後5時までとし、新町議会において決定する。
- (3) 議会選出各種委員の取扱いについては、法定合併協議会で協議し、新町発足時、各種団体の再編に伴い、新町議会において選出する。

【民生福祉部会関係】

26-10 諸証明書発行事務の取扱い

- (1) 諸証明書発行事務の取扱いについては、長門町の例により閉庁日（土日、祝祭日）も原本を保管する庁舎で、住民票、印鑑証明の発行を行う。なお、各種証明書は改ざん防止用紙を使用する。
- (2) 諸証明書の発行手数料の取扱いについては、現行のとおりとする。ただし、年金現況証明は無料、戸籍届出受理証明書（上質）は一通1,400円、住民票の閲覧は一行政区1,000円とする。（別表5 20P）

26-11 霊園管理事業の取扱い

和田村の霊園使用料の取扱いについては、新町発足後、公営企業への委託を行う方向で調整する。なお、既得権者への十分な周知を行う。

26-12 生活環境事業の取扱い

- (1) 環境衛生組織の取扱いについては、新町発足後一本化を図る。
- (2) 合併処理浄化槽設置に関する補助金の取扱いについては、新町発足後、国、県の補助要綱に沿って実施する。なお、和田村の単独補助は3年間の経過措置を設ける。

26-13 廃棄物対策関係事務の取扱い

- (1) 資源物回収事業の取扱いについては、新町発足後も現行どおり実施するが、1年間を目途に分別種類の統一を図る。
- (2) ごみの収集事業の取扱いについては、合併時は現行どおり実施するが、早期に統一を図る。なお、和田村の生ゴミ分別収集は将来的には廃止する。
- (3) ごみ指定袋関係事務（ごみ処理手数料）の取扱いについては、現行どおりとするほか、可燃ごみ袋25ℓ（単価25円）を新設する。（別表6 21P）
- (4) 粗大ゴミ回収事業の取扱いについては、回収場所を長門町と和田村で隔月回収とし、処理費用は行政、運搬費は個人負担とする。

26-14 国保年金事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の取扱いについては、協議項目 12で確認されたとおりとする。
- (2) 国民健康保険運営協議会の取扱いについては、新町発足後、任期は現行どおりとし、委員定数は長門町の例により実施する。なお報酬は法定合併協議会において決定する。
- (3) 出産・葬祭に関する給付の取扱いについては、新町発足後現行どおり実施し、出産育児一時金貸付事業は和田村の例を参考に実施する。

26-15 社会福祉関係事業の取扱い

- (1) 特定疾患患者通院費補助金の取扱いについては、対象者を人工透析患者、保健所指定の難病患者とする。なお、補助額は新町の旅費規定の定めによるものとし、限度額は月額8,000円とする。
- (2) 福祉医療費給付金の取扱いについては、長門町の例により統一する。
- (3) 社会福祉協議会の取扱いについては、両町村協議会の統合を求めていくこととなっているため、統合に際しては、両町村のサービス水準を維持し、現在行っている事業は継続して実施する。

26-16 高齢者福祉関係事業の取扱い

- (1) 敬老祝金の取扱いについては、敬老会等の事業充実を図ることにより、高齢者全ての方々に敬意を表し、新町発足時、本事業は廃止する。
- (2) 敬老事業の取扱いについては、新町発足後、両町村の例を参考に敬老会事業の充実を図り実施する。なお、対象者の年齢は両町村の老人クラブ連合会に意向を確認し調整する。
- (3) 外出支援サービス事業の取扱いについては、新町発足後、移送先、利用料は和田村の例に統一し実施する。なお、委託料は依田窪福祉会と協議し、決定する。なお、長門町の例により利用限度額を設定する。
- (4) 家族介護用品支給事業の取扱いについては、長門町の例により実施する。
- (5) 紙おむつ等購入費助成事業の取扱いについては、新町発足時本事業を廃止する。
- (6) 高齢者等家庭介護手当支給事業の取扱いについては、新町発足後、高齢者の対象は和田村の例、障害者の対象は長門町の例とする。なお、支給額は年額18万円とする。

26-17 介護保険事業の取扱い

介護保険事業の取扱いについては、構成町村と協議を進め、現行事業を継続し住民福祉の向上に努めるものとする。

26-18 医療施設、医療関係事業の取扱い

依田窪医療福祉事務組合の取扱いについては、新町発足による組織再編後も現行の診療体制を引き継ぎ、地域住民が求める地域医療の向上を目指すものとする。

26-19 健康づくり関係事業の取扱い

健康管理組合の取扱いについては、新町発足による組織再編後も現在行っている各種事業を継続し、地域住民のための健康福祉部門の充実を図る。

26-20 少子化対策事業の取扱い

少子化対策出生祝金事業の取扱いについては、新町発足時、長門町の例により実施する。なお、出生祝金の額は下記のとおりとする。

- | | | | |
|---------|----------|-----------|----------|
| ・第1子の場合 | 30,000円 | ・第2子の場合 | 50,000円 |
| ・第3子の場合 | 100,000円 | ・第4子以上の場合 | 200,000円 |

26-21 保育所関係事業の取扱い

- (1) 保育料の取扱いについては、新町発足時、国の基準を基にし、両町村の保育料を参考に料金を統一する。(別表7 22P)
- (2) 保育料の減免の取扱いについては、新町発足時、次のとおり軽減基準を統一し引き続き実施する。

【同時に2人以上の児童が入園している場合】

- ・1人目（年齢の高い方）の児童：基準額を徴収
- ・2人目（次に年齢の高い方）の児童：基準額×40%を徴収
- ・上記以外の児童：無料

【世帯第3子の特例】

- ・基準額×50%

【世帯第4子以降の特例】

- ・無料

ただし、和田村において合併前に入園している児童で、軽減基準の適用となっている児童にあつては、その適用が外れるまでの間、従前の軽減基準を経過措置として設ける。

(3) 延長保育の取扱いについては、延長時間は保護者の利便性に配慮し、長門町の例に統一する。なお、延長料金は時間単位とし、次のとおりとする。

- ・朝 7:30～8:15 150円
 - ・夕 16:15～19:15 100円/30分
- ただし、土曜日は12:15～16:15とする。

【産業建設部会関係】

26-22 農政振興関係事業の取扱い

- (1) 農産物加工事業の取扱いについては、新町発足後も現施設の有機的活用を図り、それぞれの活動組織については、現行体制を存続する。
- (2) 都市・農村交流事業（グリーンツーリズム事業）の取扱いについては、新町発足後、現長門町グリーンツーリズム協議会を和田地域に拡大し、積極的な事業展開を図る。

26-23 土地改良事業の取扱い

土地改良事業受益者負担金の取扱いについては、両町村の例を参考に統一する。
(別表8 23P)

26-24 林業関係事業の取扱い

- (1) 有害鳥獣駆除対策事業補助金の取扱いについては、新町発足後も継続実施する。ただし、猟友会の統合などを考慮し、補助内容は新町発足後検討し、里山整備・特区申請の検討、広域的被害防止施策の検討を行う。
- (2) 森林造成単独事業補助金の取扱いについては、新町発足後、和田村の例により統一する。
- (3) 猟友会の取扱いについては、新町発足後、組織の統一を促し補助金額については検討する。

26-25 上下水道関係事業の取扱い

- (1) 上水道新規加入金の取扱いについては、新町発足時、長門町の例とする。なお、開発地等の加入金額は、現行どおりとし、給水区域以外への給水については、個人負担とする。
- (2) 水道関係手数料の取扱いについては、新町発足時、次のとおり手数料を統一し実施する。

・使用休止・再開に係る開閉栓手数料	...	1件につき	実費
・給水装置工事業業者指定手数料	...	1件につき	10,500円
・給水装置工事の設計承認手数料	...	1件につき	525円
・設計審査手数料	...		廃止

- ・工事検査手数料 …………… 廃止
 - ・給水装置の構造及び材質確認手数料 …………… 廃止
- (3) 下水道事業加入者分担金の取扱いについては、新町発足後、長門町の例により統一する。ただし、和田村においては3年間の経過措置を設け、この期間内に加入者分担金を納入した場合は、従前のおりとする。
- (4) 下水道指定工事店・責任技術者登録手数料の取扱いについては、新町発足後、次のとおり統一する。
- | 指定工事店 | 責任技術者 |
|-------------------------|-------------------------|
| ・登録手数料 : 1件につき 10,500円 | ・登録手数料 : 1件につき 3,150円 |
| ・更新登録手数料 : 1件につき 3,150円 | ・更新登録手数料 : 1件につき 1,050円 |
| ・再交付手数料 : 1件につき 5,250円 | ・再交付手数料 : 1件につき 1,575円 |
| ・有効期間 : 5年 | ・有効期間 : 3年 |
- (5) 取付管新增設申請事務(下水道)の取扱いについては、新町発足後、長門町の例により統一する。ただし、和田村においては3年間の経過措置を設け、この期間内に工事を実施した場合は従前のおりとする。
- (6) 下水道排水設備工事補助金の取扱いについては、下水道事業加入者分担金と同様、和田村においては現行制度を継続するが、新町発足後3年間をもって廃止する。
- (7) 上下水道審議会の取扱いについては、新町発足後、上水道・下水道を一本化し審議会を設置する。

26-26 商工・観光関係事業の取扱い

- (1) 小企業融資利子補給事業の取扱いについては、新町発足後、長門町の例により実施する。
- (2) 商工振興資金あっせん事務の取扱いについては、新町発足後、長門町の例により実施し、取扱い金融機関については現行のおりとし、預託金無しで対応できるよう要請する。
- (3) 中小企業融資あっせん事務(県制度)の取扱いについては、新町発足後も継続して実施する。なお、保証料の負担(町村分)は全額とする。
- (4) 商工業振興事業の取扱いについては、新町発足後、和田村の例により実施する。ただし、制度内容については、新町発足後に検討する。
- (5) 町村民まつりの取扱いについては、新町発足後も現行どおり実施する。
- (6) 町村営別荘地管理運営事業の取扱いについては、両町村で運営及び維持管理を行ってきているので、合併後も現状どおりの運営を行う。

26-27 定住促進対策事業の取扱い

- (1) UIターン支援事業の取扱いについては、若者住宅の整備・土地の提供など、夢の持てる有効な施策を新町発足までに検討することとし、本制度は廃止する。ただし、合併前に適用になった者においては、従前のおり継続実施する。
- (2) 定住促進に伴う住宅建設等奨励金交付事業の取扱いについては、新町発足時、永住の意思をもって自己所有の住宅を新築した者に対し、固定資産税年額の1/2相当額を5年間助成する。
- (3) 旭ヶ丘住宅入居者奨励金交付事業の取扱いについて、家賃の算定にあたっては、合併に伴う地域間格差を的確に判断し、利便性係数を見直す。本制度については新町発足後、廃止する。

26-28 道路関係事業の取扱い

町村道除雪関連事業の取扱いについては、新町発足後、除雪基準を下記のとおり統一する。

- ・現行で実施してきた路線は継続実施し、概ね10cm以上の積雪があった場合に出動する。
- ・除雪単価は新町において統一する。
- ・融雪剤の取扱いも現行どおり実施する。

【教育部会関係】

26-29 社会教育関係事業の取扱い

- (1) 集会施設（公民館）改修等補助金の取扱いについては、新町発足時、現行制度のとおり改修及び増築を対象とし、長門町の例により統一する。なお、補助率は10分の3以内とする。
- (2) 分館活動補助金・交付金の取扱いについては、1分館あたりの補助金は両町村の例により以下のとおりとする。
 - ・均等割：10,000円
 - ・人口割：100円新町発足後、上記により統一を図る。併せて公民館及び分館体制の見直しや検討も行う。
- (3) 体育協会育成補助金・負担金の取扱いについては、体育協会及び体育連絡協議会組織の一本化を図り、補助金額は新町発足後、各種団体と協議の上決定する。
- (4) スポーツ活動補助金の取扱いについては、長門町では、講師謝礼による報償費からの支出を補助金に変更した経過があるため、金額及び支出の方法など、新町発足後速やかに検討する。
- (5) 各種スポーツ大会の取扱いについては、スポーツ大会を新町においても積極的に実施し、両町村民の親睦と交流を深め、地域の活性化を図る。

26-30 学校教育関係事業の取扱い

- (1) 通学費補助金（保・小・中・高）の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ・和田村保育所の通園に関しては、新町発足後、長門町の例により実施する。
 - ・小中学校については、新町内の巡回バス利用によるものとし、新町発足後も当面は現行どおりとする。
 - ・定期券等購入者への補助は次の例により実施し引き続き保護者負担の軽減を図る。
【補助金額】 JRバス定期券購入費 3割 JRバス回数券購入費 2割
 - ・下宿、入寮生及び公共交通機関を利用して通学することが困難な生徒への補助については、子育て支援の観点から引き続き内容を検討する。なお、補助金額についても実態調査を行ったうえで並行して検討を行う。
- (2) 学貸付の取扱いについては、新町発足後、和田村の例により実施する。なお、より多くの住民が貸付制度を利用できるよう、居住期間の要件は、1年間とする。
- (3) スポーツ振興センター負担金（小中学校・保育園）の取扱いについては、同センターの規定において、設置者並びに保護者の負担割合が規定されていることから両方で負担することが妥当と判断されるため、新町発足後は和田村の例に統一する。
- (4) 学校給食の実施状況及び給食費の取扱いについては、合併時は現行どおりとするが、新町発足後、速やかに統一に向けた検討を行う。ただし、給食費の取扱いは平成18年度から一般会計で取扱うものとする。

26-31 人権同和関係事業の取扱い

部落解放同盟支部補助金の取扱いについては、新町発足後、支部の合併を促すとともに補助金については一本化し、補助金額については、新町発足後に関係団体と協議し決定する。

26-32 児童館運営事業の取扱い

児童館運営事務の取扱いについては、新町発足後、当面は現行の長門町の施設を新町の児童館とし、和田小学校区への設置についても検討を行う。

○ その他

本協定書に記載のない項目については、合併協議会における報告のとおりとする。

- ・ 理事者、幹事会確認事項 77項目
- ・ 各専門部会確認項目 1,241項目

5 財産・財産区の取扱い(3)別表

和田村の区域に設置する財産区に引き継ぐ財産

1、土地(山林)

小 字	面積 (ha)	材積 (m3)	森 林 の 状 況 等
スズボラ	0.15	-	
ツチヤ	0.02	-	
ホドクボ	0.53	-	
古屋敷	0.12	-	
狐穴	177.53	44,440	唐松、赤松、檜、杉、榎、広葉樹、ナラ類
三ノ又	0.21	-	
上ノ山	0.08	27	唐松、赤松
深沢	5.46	1,214	唐松、檜、広葉樹
水沢	40.85	9,130	唐松、赤松、檜、広葉樹、ナラ類
赤芝	0.04	-	
赤倉山	84.93	12,904	唐松、赤松、檜、広葉樹、ナラ類
前林	1.26	170	赤松、広葉樹
足窪	18.43	3,475	唐松、赤松、檜、広葉樹、ナラ類
大狭間	0.01	-	
大桜	0.02	-	
大多沢	2.51	324	唐松、広葉樹、赤松、杉、針葉樹、ナラ類
樽沢	2.99	769	赤松、唐松
中狭間	0.02	-	
東餅屋	0.00	-	
日向	11.78	2,018	唐松、赤松、檜、広葉樹、ナラ類
入細尾原	0.16	-	
牧寄	0.36	-	
野多谷	12.38	2,884	唐松、赤松、檜、杉、
野々入	57.34	16,635	唐松、赤松、檜、榎、広葉樹、ナラ類
計	417.24	93,990	合計面積は、端数処理の関係で内訳と一致しない。

2、国有林分収契約

所在地 (和田村字和田山5101-1)	契約面積 (ha)	契約日	契約満了 年 度	分収割合(%)		備 考
				国	村	
和田山国有林1144へ林小班	20.67	昭和16年3月13日	平成22年	30	70	育林(カラマツ)
和田山国有林1144と林小班	12.08	昭和31年3月30日	平成27年	30	70	育林(カラマツ)
和田山国有林1144る林小班	18.23	昭和34年5月1日	平成31年	30	70	育林(カラマツ)
和田山国有林1124る・つ林小班	12.62	昭和24年6月15日	平成31年	30	70	育林(カラマツ)
計	63.60					

3、基金 54,000,000円

18 機構及び組織の取扱い(4)別表

1、配置図

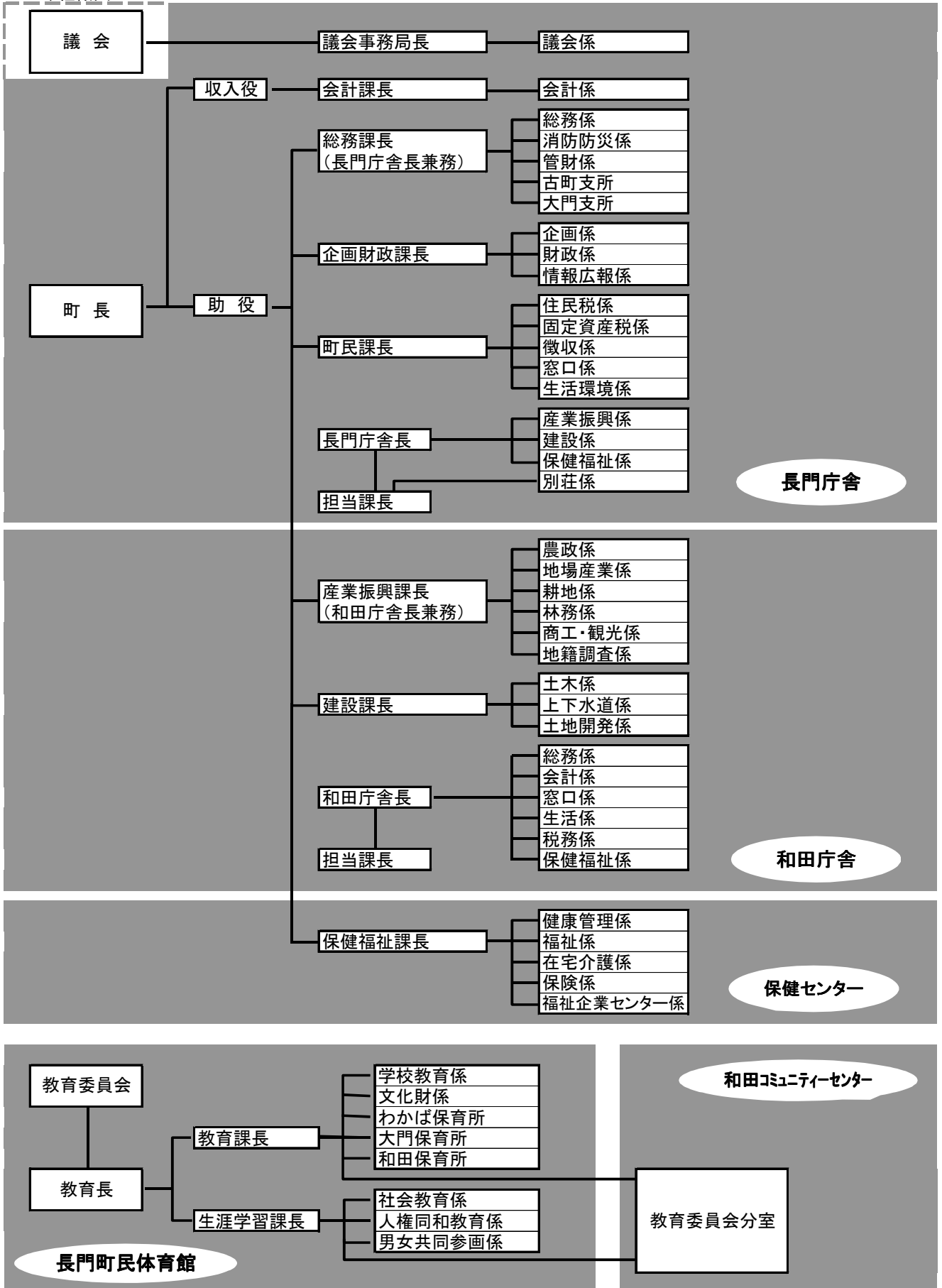
長門 庁舎		
課	係	特記事項
議会事務局	議会係	監査委員会事務局
会計課	会計係	指定金融機関事務
総務課	総務係 消防防災係 管財係 古町支所 大門支所	選挙管理委員会事務局 危機管理担当 兼 竣工検査員
企画財政課	企画係 財政係 情報広報係	情報館配置
町民課	住民税係 固定資産税係 徴収係 窓口係 生活環境係	固定資産評価審査 委員会事務局 ゴミ処理 環境 景観 交通 防犯
支所機能	産業振興係 建設係 保健福祉係	農政 林務 商工・観光担当 土木・上下水道担当
5課	19係	

和田 庁舎		
課	係	特記事項
産業振興課	農政係 地場産業係 耕地係 林務係 商工・観光係 地籍調査係	農業委員会事務局 登記担当
建設課	土木係 上下水道係 土地開発係 別荘係	和田別荘担当 長門庁舎配置
支所機能	総務係 会計係 窓口係 生活係 税務係 保健福祉係 (在宅介護支援センター)	連携統括 消防防災 現金扱い 戸籍事務 諸証明発行 町内文書受付 ゴミ、犬、防犯 税相談 徴収 証明書発行 ほほえみへ配置
2課	15係	

保健センター		
課	係	特記事項
保健福祉課	健康管理係 福祉係 在宅介護係 福祉企業 センター係 保険係	国民健康保険 介護保険 老人保健
1課	5係	

教育委員会部局		
長門町民体育館		
課	係	特記事項
教育課	学校教育係 文化財係 わかば保育所 大門保育所 和田保育所	
生涯学習課	社会教育係 人権同和 教育係 男女共同 参画係	長門町隣保館 長門町児童館
和田コミュニティセンター		
教育委員会分室		特記事項 学校教育 公民館 生涯学習
2課	8係	

2、組織図



23 広域連合・一部事務組合の取扱い 別表

名 称	調 整 方 針
長門町和田村健康管理組合	<ul style="list-style-type: none"> ・長門町和田村健康管理組合を解散して新町の組織とし、健康福祉部門を集約する。 ・保健福祉総合センター設置にあたり、保健（健診業務）、訪問看護、在介部門は必須条件であるため、新町発足後も継続して行う。
依田窪医療福祉事務組合	<p>国保依田窪病院・老人保健施設「いこい」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織と施設の運営方針については、理事者と病院幹部との調整を行う。その上で依田窪病院、老人保健施設「いこい」は両町村合併のまちづくりの基本であることから、構成町村と協議を進める。 <p>介護保険事務・依田窪在宅福祉医療センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成町村と協議を進める。
社会福祉法人依田窪福祉会	<ul style="list-style-type: none"> ・両町村は、合併の日の前日をもって当該法人を脱退し、関係団体と調整を図り、新町において新たに加入する。 ・理事、評議員の定数は、現状を確保することを基本に調整を図る。 ・施設設置時の協議を基本に調整を図る。
武石村長門町中学校組合	<ul style="list-style-type: none"> ・長門町は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、合併の日に新町において新たに加入する。 ・組合議会議員、組合教育委員の定数は、現状を確保することを基本に調整を図る。 ・経費の負担割合は現状維持で調整を図る。
上田地域広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・両町村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、関係団体と調整を図り、新町において新たに加入する。 ・広域連合の負担金割合は、従来の均等割を廃止又は、見直しを強く要望する。

名 称	調 整 方 針
美ヶ原広域行政事務組合	・和田村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、関係団体と調整を図り、新町において新たに加入する。
小県郡行政事務組合	・両町村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、関係団体と調整を図り、新町において新たに加入する。
東信地区交通災害共済組合	・両町村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、関係団体と調整を図り、新町において新たに加入する。
長野県市町村自治振興組合	・両町村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、関係団体と調整を図り、新町において新たに加入する。
長野県町村総合事務組合	・両町村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、関係団体と調整を図り、新町において新たに加入する。

税務関係納期一覧表

項目	長門町	和田村	調整方針	備考
町村民税	<p>【納期】</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月31日まで</p>	<p>【納期】</p> <p>第1期 同 左 第2期 同 左 第3期 同 左 第4期 1月1日から同月31日まで</p>	<p>新町発足後、長門町の例に統一する。</p> <p>【納期】</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月31日まで</p>	<p>納期が一月に重ならないよう調整した</p> <p>町村民税 ・第4期を長門町の例に統一</p>
固定資産税	<p>【納期】</p> <p>第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 11月1日から同月30日まで</p>	<p>【納期】</p> <p>第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 同 左 第3期 12月1日から同月31日まで 第4期 2月1日から同月28日まで</p>	<p>新町発足後、下記のとおり統一する。</p> <p>【納期】</p> <p>第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 11月1日から同月30日まで</p>	<p>固定資産税 ・第1期を和田村の例に統一 ・第3期及び第4期を長門町の例に統一</p>
軽自動車税	<p>【納期】</p> <p>・4月1日から同月30日まで</p>	<p>【納期】</p> <p>・5月1日から同月31日まで</p>	<p>新町発足後、和田村の例に統一する。</p> <p>【納期】</p> <p>・5月1日から同月31日まで</p>	<p>軽自動車税 ・賦課期日前後における異動申告へも柔軟に対応できるように、和田村の例に統一</p>
国民健康保険税	<p>【納期】</p> <p><暫定徴収> 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 5月1日から同月31日まで 第3期 6月1日から同月30日まで <本算定以降> 第4期 7月1日から同月31日まで 第5期 8月1日から同月31日まで 第6期 9月1日から同月30日まで 第7期 10月1日から同月31日まで 第8期 11月1日から同月30日まで 第9期 12月1日から同月31日まで</p>	<p>【納期】</p> <p><本算定> 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 9月1日から同月30日まで 第5期 10月1日から同月31日まで 第6期 11月1日から同月30日まで 第7期 12月1日から同月31日まで 第8期 1月1日から同月31日まで 第9期 2月1日から同月28日まで 第10期 3月1日から同月31日まで</p>	<p>新町発足後、下記のとおり統一する。</p> <p>【納期】</p> <p><暫定徴収> 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 5月1日から同月31日まで 第3期 6月1日から同月30日まで <本算定以降> 第4期 7月1日から同月31日まで 第5期 8月1日から同月31日まで 第6期 9月1日から同月30日まで 第7期 10月1日から同月31日まで 第8期 11月1日から同月30日まで 第9期 12月1日から同月31日まで 第10期 1月1日から同月31日まで 第11期 2月1日から同月28日まで 第12期 3月1日から同月31日まで</p>	<p>長門町の暫定徴収を取り入れて実施し、12期として実施する。</p> <p>納税率向上を目的に、納税者が納めやすいよう配慮。</p> <p>暫定徴収 本算定による納税額確定するまでの間、前年度納税額の期別平均額により算定された暫定的な納税額により徴収するもの。本算定後に納税額を調整する。</p>

26-10(2) 諸証明書の発行手数料の取扱い 別表

別表5

諸証明発行手数料 調整方針

項目	長門町		和田村		調整方針		備考
	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	
印鑑証明	1枚	300	同 左		1枚	300	
印鑑登録証交付及び再交付	1件	300	同 左		1件	300	
住民票の写し	1件	300	同 左		1件	300	
住民票記載事項証明	1通	300	同 左		1通	300	
年金現況証明(公的年金等)	無料		同 左		無料		年金現況証明 : 全て無料
年金現況証明(公的年金等以外)	項目なし		1通	300			和田村における実績なし
戸籍謄抄本	1通	450	同 左		1通	450	
除籍・原戸籍謄抄本	1通	750	同 左		1通	750	
戸籍記載事項証明	1事項	350	同 左		1事項	350	
除籍記載事項証明	1事項	450	同 左		1事項	450	
戸籍附票の写し	1通	300	同 左		1通	300	
身分証明書	1枚	300	同 左		1枚	300	
戸籍届出受理証明書	1枚	350	同 左		1枚	350	
戸籍届出受理証明書(上質)	1通	1,400	項目なし		1通	1,400	1通: 1,400円 (長門町の例による)
届書の記載事項証明(届書の写し)	1通	350	同 左		1通	350	
届出その他の書類の閲覧	1件	300	同 左		1件	300	
住民票閲覧	1件	300	1世帯	300	1行政区	1,000	
住民一覧表の閲覧	項目なし		1人	100			
外国人登録に関する証明	1件	300	同 左		1件	300	
その他証明	1件	300	項目なし		1件	300	1件: 300円(長門町: 埋火葬に関する証明)

調整方針による ごみ指定袋単価一覧

(単位:円)

区分	可燃ゴミ袋			可燃ゴミシール		不燃ゴミ袋			プラスチック用 ゴミ袋 (45%)	生ゴミ用		
	一般家庭 用(45%)	一般家庭 用(25%)	事業所用 (45%)	一般 家庭用	事業 所用	大 (40%)	中 (30%)	小 (20%)		生ゴミ袋	E M ぼかし菌	サパ ^o -ル
長門町	1,000 (50)	-	2,000 (100)	250 (50)	500 (100)	-	500 (25)	400 (20)	-	-	-	-
和田村	1,000 (50)	-	-	-	-	1,000 (50)	-	-	1,000 (50)	500 (25)	200	900
調整方針	1,000 (50)	500 (25)	2,000 (100)	250 (50)	500 (100)	1,000 (50)	500 (25)	400 (20)	1,000 (50)	500 (25)	200	900

ゴミ袋 販売価格(1ロール:20枚) ()内:1袋あたりの単価

シール 販売価格(5枚綴り) ()内:1枚あたりの単価

サパ^o-ル 定価1,800円のところ半額[900円]は補助とし、個人への販売価格は900円とする

保育料徴収基準額表

各月初日の措置児童の 属する世帯の階層区分		3歳以上児				3歳未満児				
		徴収金基準額(月額)				徴収金基準額(月額)				
定 義	階層	国	調整方針	長門町	和田村	国	調整方針	長門町	和田村	国
		生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		1	① 0	① 0	① 0	0	① 0	① 0
第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	2	② 5,000	② 5,000	② 5,400	6,000	② 7,000	② 7,000	② 8,500	9,000
	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	3	③ 9,000	③ 9,000	③ 11,000	16,500	③ 12,000	③ 12,000	③ 16,000	19,500
	所得割の額のある世帯		④ 12,000	④ 12,000	④ 15,400		④ 16,000	④ 16,000	④ 20,000	
第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,000円未満	4	⑤ 17,000	⑤ 17,000	⑤ 20,000	27,000 (保育単価限度)	⑤ 22,000	⑤ 22,000	⑤ 27,500	30,000 (保育単価限度)
	17,000円以上 40,000円未満		⑥ 21,000	⑥ 21,000	⑥ 23,000		⑥ 26,000	⑥ 26,000	⑥ 32,500	
	40,000円以上 64,000円未満		⑦	⑦	⑦		⑦	⑦	⑦	
	64,000円以上 80,000円未満	5	⑦	⑦	⑦	41,500 (保育単価限度)	⑦	⑦	⑦	44,500 (保育単価限度)
	80,000円以上 90,000円未満		⑧	⑧	⑧		⑧	⑧	⑧	
	90,000円以上 112,000円未満		⑧	⑧	⑧		⑧	⑧	⑧	
	112,000円以上 140,000円未満	6	⑧	⑧	⑧	58,000 (保育単価限度)	⑧	⑧	⑧	61,000 (保育単価限度)
	140,000円以上 160,000円未満		⑨	⑨	⑨		⑨	⑨	⑨	
	160,000円以上 200,000円未満		⑨	⑨	⑨		⑨	⑨	⑨	
	200,000円以上 370,000円未満	7	⑨	⑨	⑨	77,000 (保育単価限度)	⑨	⑨	⑨	80,000 (保育単価限度)
	370,000円以上 408,000円未満		⑩	⑩	⑩		⑩	⑩	⑩	
	408,000円以上 510,000円未満		⑩	⑩	⑩		⑩	⑩	⑩	
510,000円以上		⑩	⑩	⑩		⑩	⑩	⑩		

土地改良事業受益者負担金徴収要綱

【基本的な考え方】

受益者負担金を徴収することが適当である土地改良事業について、負担率を次のように定める。

- ・受益者が特定できない事業は、負担金を徴収しない。
- ・現在の農産物の価格低迷を考慮し、地元負担率の限度を30%とする。
- ・地域性は考慮しない。
- ・その他、長が認める事業における負担率は、その都度決定する。
- ・調整時期は、新町発足時とする。
- ・継続中の事業は、新町発足以降も事業内容及び負担率等は変更しないこととする。

事業区分		調整方針		受益者負担率の現況			
事業名	細別			長門町		和田村	
		単独事業	補助事業	単独事業	補助事業	単独事業	補助事業
農道事業	・開設 ・改良	30%	20%	30%	20%	30%	補助残の 40%
	・舗装新設					15%	15%
水路改修工事	・用排水路 ・畑かん	30%	20%	30%	20%	30%	補助残の 40%
基盤整備事業	・ほ場整備 ・暗渠排水等	20%	20%	20%	20%	30%	補助残の 40%
災害復旧事業	・農業用施設 ・農地	10%	-	10%	10%	村長が定める	補助残の範 囲内で村長 が定める

1 4 使用料・手数料の取扱い 別表

使用料等項目	調整方針 ()内は説明
公営住宅等使用料	当面、現行の使用料(家賃)を継続するものとし、算定・徴収事務等について、電算システムの導入を基本に統一を図る。
霊園使用料	新町発足後、公営企業への委託を行う方向で調整する。なお、既得権者への十分な周知を行う。(現行の使用料及び維持管理費等の運用面については、現行どおり。)
外出支援サービス事業	<p>新町発足後、移送先、利用料は和田村の例に統一し実施する。なお、委託料は依田窪福祉会と協議するものとし、利用限度額は長門町の例による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新町内の利用者負担額 : 100円(定額) ・新町外の利用者負担額 : 委託料の1割 ・限度額3万円/月
保育料	<p>新町発足時、国の基準を基にし、両町村の保育料を参考に料金を統一する。別表7のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 3歳以上 所得階層別に 0～30,000円/月 3歳未満 所得階層別に 0～58,000円/月 <p>両町村の保育料を参考に保育料の軽減に努めた。</p>
保育料の減免	<p>新町発足時、次のとおり軽減基準を統一し引き続き実施する。</p> <p>【同時に2人以上の児童が入園している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人目(年齢の高い方)の児童 : 基準額を徴収 ・2人目(次に年齢の高い方)の児童 : 基準額×40%を徴収 ・上記以外の児童 : 無料 <p>【世帯第3子の特例】 ・基準額×50%</p> <p>【世帯第4子以降の特例】 ・無料</p> <p>ただし、和田村において合併前に入園している児童で、軽減基準の適用となっている児童にあっては、その適用が外れるまでの間、従前の軽減基準を経過措置として設ける</p>
延長保育	<p>延長時間は保護者の利便性に配慮し、長門町の例に統一する。なお、延長料金は時間単位とし、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝 7:30～8:15 150円 ・夕 16:15～19:15 100円/30分 <p>ただし、土曜日は12:15～16:15とする。</p>
土地改良事業受益者負担金	<p>両町村の例を参考に次のとおり統一する。(別表8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道事業 ... 単独事業 : 30% 補助事業 : 20% ・水路改修 ... 単独事業 : 30% 補助事業 : 20% ・基盤整備 ... 単独事業 : 20% 補助事業 : 20% ・災害復旧 ... 単独事業 : 10%
学校給食の実施状況及び給食費	<p>合併時は現行どおりとするが、新町発足後、速やかに統一に向けた検討を行う。ただし、給食費の取扱いは平成18年度から一般会計で取扱うものとする。</p>
地域情報化事業の取扱いについて	<p>平成18年度に供用開始される和田村の情報基盤整備事業の完成により、両町村の情報サービスを一本化する。なお、和田村の加入者負担金及び使用料については、3年後を目途に新町での料金に統一する。</p>

使用料等項目	調整方針 ()内は説明
教員住宅使用料	月額5,000円の家賃を徴収する。
学校施設開放関係使用料	施設使用料は徴収しないが、夜間の照明料を徴収する。
隣保館使用料	現行のとおり。
町村有林使用料	当面現行のとおりとする。
観光施設使用料	<p>合併後施設の継続、拡大、廃止を含め検討する。 利用料金は施設内容により料金設定を調整する。</p> <p style="text-align: center;">〔ピステ(姫木地区売店)・キャンプ場使用料 ふれあいの湯・ロッジ和田峠などの使用料〕</p>
公民館使用料	<p>新町発足後は現行どおりとする。 住民による生涯学習サークル(グループ)などへの使用料については、統一見解において減免などの措置を講じる。 各施設の状況を踏まえ3年以内に料金の見直しを図る。</p>
体育施設使用料	<p>使用料は現行どおりとする。 照明料の統一を図る。 合併後3年を目途に使用料の見直しを図る。</p>

手数料等項目	調整方針	()内は説明															
税務関係諸証明手数料	<p>現行どおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得課税証明書 300円/1件 各種納税証明書 300円/1件 軽自動車納税証明書 無料 等 両町村に差異なし 																
諸証明書発行手数料	<p>現行のとおりとする。ただし、年金現況証明は無料、戸籍届出受理証明書（上質）は一通1,400円、住民票の閲覧は一行政区1,000円とする。（別表5）</p> <ul style="list-style-type: none"> 印鑑証明 300円/1枚 住民票の写し 300円/1枚 戸籍謄抄本 450円/1通 年金現況証明 無料 住民票閲覧 1,000円/1行政区 他 																
ごみ指定袋関係事務（ごみ処理手数料）	<p>現行どおりとするほか、可燃ごみ袋25ℓ（単価25円）を新設する。（別表6）</p>																
粗大ごみ回収事業	<p>回収場所を長門町と和田村で隔月回収とし、処理費用は行政、運搬費は個人負担とする。</p>																
上水道新規加入金	<p>新町発足時、長門町の例とする。なお、開発地等の加入金額は、現行どおりとし、給水区域以外への給水については、個人負担とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">加入金額（円）</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>一般水道</th> <th>開発地水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>63,000</td> <td>157,500</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>126,000</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>210,000</td> <td>346,500</td> </tr> </tbody> </table>	加入金額（円）			口径	一般水道	開発地水道	13mm	63,000	157,500	20mm	126,000	210,000	25mm	210,000	346,500	
加入金額（円）																	
口径	一般水道	開発地水道															
13mm	63,000	157,500															
20mm	126,000	210,000															
25mm	210,000	346,500															
上水道関係手数料	<p>新町発足時、次のとおり手数料を統一し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用休止・再開に係る開閉栓手数料 ... 1件につき 実費 ・給水装置工事事業者指定手数料 ... 1件につき 10,500円 ・給水装置工事の設計承認手数料 ... 1件につき 525円 ・設計審査手数料 ... 廃止 ・工事検査手数料 ... 廃止 ・給水装置の構造及び材質確認手数料 ... 廃止 																
下水道加入者分担金	<p>新町発足後、長門町の例により統一する。 ただし、和田村においては3年間の経過措置を設け、この期間内に加入者分担金を納入した場合は、従前のとおりとする。</p>																
下水道指定工事店・責任技術者登録手数料	<p>新町発足後、次のとおり統一する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定工事店</th> <th>責任技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・登録手数料：1件につき 10,500円</td> <td>・登録手数料：1件につき 3,150円</td> </tr> <tr> <td>・更新登録手数料：1件につき 3,150円</td> <td>・更新登録手数料：1件につき 1,050円</td> </tr> <tr> <td>・再交付手数料：1件につき 5,250円</td> <td>・再交付手数料：1件につき 1,575円</td> </tr> <tr> <td>・有効期間：5年</td> <td>・有効期間：3年</td> </tr> </tbody> </table>	指定工事店	責任技術者	・登録手数料：1件につき 10,500円	・登録手数料：1件につき 3,150円	・更新登録手数料：1件につき 3,150円	・更新登録手数料：1件につき 1,050円	・再交付手数料：1件につき 5,250円	・再交付手数料：1件につき 1,575円	・有効期間：5年	・有効期間：3年						
指定工事店	責任技術者																
・登録手数料：1件につき 10,500円	・登録手数料：1件につき 3,150円																
・更新登録手数料：1件につき 3,150円	・更新登録手数料：1件につき 1,050円																
・再交付手数料：1件につき 5,250円	・再交付手数料：1件につき 1,575円																
・有効期間：5年	・有効期間：3年																

手数料等項目	調整方針 ()内は説明
取付管新增設申請事務(下水道)	新町発足後、長門町の例により統一する。 ただし、和田村においては3年間の経過措置を設け、従前のおりとする。
下水道排水設備工事補助金	下水道事業加入者分担金と同様、和田村においては現行制度を継続するが、新町発足後3年間をもって廃止する。
督促手数料	1件100円を徴収する。(税、家賃、保育料等)
狂犬病予防法関係手数料	現行どおり実施する。
一般廃棄物処理業許可手数料	合併後は、和田村の例により実施する。 〔 一般廃棄物・し尿等収集運搬の許可事務 申請手数料2,000円 許可証再発行500円 〕

1 4 補助金・交付金の取扱い 別表

補助金等項目	調整方針 ()内は説明						
東信交通災害共済事務	制度は現行どおり実施する。なお、加入者への補助については個人負担の原則に基づき、新町発足時、長門町の例により廃止する。						
チャイルドシート補助事務	出生祝金制度の充実を図り、少子化対策に重点を置くことを目的として本制度は廃止する。						
たばこ税対策事務	新町発足後、小売組合に対する補助金は廃止とするが、啓発用物品の支給を実施する。						
合併処理浄化槽設置に関する補助金	新町発足後、国、県の補助要綱に沿って実施する。 なお、和田村の単独補助は3年間の経過措置を設ける。						
特定疾患患者通院費補助金	対象者を人工透析患者、保健所指定の難病患者とする。なお、補助額は新町の旅費規定の定めによるものとし、限度額は長門町の例による。 (限度額は月額8,000円)						
家族介護用品支給事業	長門町の例により実施する。						
紙おむつ等購入費助成事業	新町発足時本事業を廃止する。						
高齢者等家庭介護手当支給事業	新町発足後、高齢者の対象は和田村の例、障害者の対象は長門町の例とする。なお、支給額は年額18万円とする。						
有害鳥獣駆除対策事業補助金	新町発足後も継続実施する。 ただし、猟友会の統合などを考慮し、補助内容は新町発足後検討し、里山整備・特区申請の検討、広域的被害防止施策の検討を行う。						
森林造成単独事業補助金	新町発足後、和田村の例により統一する。 <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">国補助事業の町村上乘せ補助</td> <td rowspan="3" style="border: none; padding-left: 10px;">)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">・植栽、下刈、枝打、徐伐</td> <td style="border: none; padding-left: 10px;">: 事業費の10%</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">・間伐</td> <td style="border: none; padding-left: 10px;">: 事業費の10%</td> </tr> </table>	国補助事業の町村上乘せ補助)	・植栽、下刈、枝打、徐伐	: 事業費の10%	・間伐	: 事業費の10%
国補助事業の町村上乘せ補助)						
・植栽、下刈、枝打、徐伐		: 事業費の10%					
・間伐		: 事業費の10%					
猟友会	新町発足後、組織の統一を促し補助金額については検討する。						
小企業融資利子補給事業	新町発足後、長門町の例により実施する。 (小企業経営改善資金及び長門町商工振興資金を借入れた者に対し、融資者の定める貸付金利のうち1%以内において、年利相当額の利子補給)						
商工振興資金あっせん事務	新町発足後、長門町の例により実施し、取扱い金融機関については現行のとおりとし、預託金無しで対応できるよう要請する。						
中小企業融資あっせん事務(県制度)	新町発足後も継続して実施する。 なお、保証料の負担(町村分)は全額とする。						
商工業振興事業	新町発足後、和田村の例により実施する。 ただし、制度内容については、新町発足後に検討する。						
集会施設(公民館)改修等補助金	新町発足時、現行制度のとおり改修及び増築を対象とし、長門町の例により統一する。なお、補助率は10分の3以内とする。						
分館活動費補助金・交付金	1分館あたりの補助金は両町村の例により以下のとおりとする。 ・均等割: 10,000円 ・人口割: 100円 新町発足後、上記により統一を図る。併せて公民館及び分館体制の見直しや検討も行う。						

補助金等項目	調整方針 ()内は説明
体育協会育成補助金・負担金	体育協会及び体育連絡協議会組織の一本化を図り、補助金額は新町発足後、各種団体と協議の上決定する。
スポーツ活動補助金	長門町では、講師謝礼による報償費からの支出を補助金に変更した経過があるため、金額及び支出の方法など、新町発足後速やかに検討する。
奨学金貸付 (補助金ではない)	貸付の額については、和田村の例により実施する。 〔・高等学校、高等専門学校：月額 25,000円 ・大学、短期大学、専修学校：月額 40,000円〕 より多くの住民が貸付制度を利用できるよう、居住期間の要件は、1年間とする。
スポーツ振興センター負担金(小中学校・保育園)	同センターの規定においては、設置者並びに保護者の負担割合が規定されていることから、両方で負担することが妥当と判断されるため、新町発足後は和田村の例に統一する。(保険掛金補助、長門町現況は全額町費負担)
部落解放同盟支部補助金	新町発足後、支部の合併を促すとともに補助金については一本化し、補助金額については、新町発足後に関係団体と協議し決定する。
通学費補助(保・小・中・高)	・和田村保育所の通園に関しては、新町発足後、長門町の例により実施する。 ・小中学校については、新町内の巡回バス利用によるものとし、新町発足後も当面は現行どおりとする。 ・定期券等購入者への補助は次の例により実施し引き続き保護者負担の軽減を図る。 【補助金額】 JRバス定期券購入費 3割 JRバス回数券購入費 2割 ・下宿、入寮生及び公共交通機関を利用して通学することが困難な生徒への補助については、子育て支援の観点から引き続き内容を検討する。 なお、補助金額についても実態調査を行ったうえで並
防犯灯関係補助金	設置は行政が行い、維持管理費については、区あるいは自治会で行う。
心身障害者扶養共済掛金補助金	新町発足後、長門町の例により実施する。 (共済掛金の2/3補助)
消防施設管理補助金	現行どおり消防施設・機械の整備・維持・補修費等については行政が負担する。(和田村の管理委託費については)消防団の組織検討に併せ調整する。
勤労者部落解放学校補助金	新町発足後速やかに、事業の存続を含め関係自治体と調整を図る。
農業近代化資金利子補給事業補助金	現在利子補給中のものについては、現要綱により利子補給を継続することとし、合併後は条例を一本化し、資金の種類を見直す。利子補給期間は3年以内、利子補給率は2%以内とする。
農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	現行どおり実施する。
上小酪農ヘルパー利用組合補助金	現行どおり実施する。

補助金等項目	調整方針 ()内は説明
花卉価格安定対策事業	価格安定のため事業の継続が必要であるため、新町発足後も、現行どおり継続する。なお、補助率は10分の3以内に統一する。 (リンドウ生産者積立金に対する補助)
花卉集団団地等育成事業補助金	新町発足後、長門町の例により継続する。 (花卉集団団地を育成するための、パイプハウス、かん水施設等の設置経費補助)
花卉生産対策振興事業補助金	特徴のある産地づくりのために有効な補助であるため、新町発足後も現行どおり実施する。 補助要件は両町村の例を参考に統一し、補助率は10分の3以内に統一する。
果樹共済補助事業	一本化し継続する。
えのき茸価格安定対策事業補助金	現行どおり実施する。なお、補助率は農家負担額の10分の3以内とする。
野菜類生産対策振興事業	立地条件を踏まえ、振興作物を特定した上で助成を行っていく。 補助率については、10分の3以内とする。
高齢者にやさしい住宅改良促進事業	現行どおり実施する。
障害者施設通所交通費補助金	現行どおり実施する。 (国・県事業)
身体障害者住宅整備事業補助金	現行どおり実施する。 (国・県事業)
身体障害者用自動車改造費補助金	現行どおり実施する。 (国・県事業)
スキー教室活動等補助金	レンタルスキー代については、スキー教室の開催に当たり、レンタルスキーを利用する児童生徒とそうでない児童生徒とがいるため、一律に補助することは不相当であると考えられるので保護者負担とする。 指導員指導料及びバス借上げ料についてはすべての児童生徒が対象となるため、町村負担とする。 ただし、将来的にはこれらの経費についてもある程度の保護者負担を設定していくことを検討する。
子ども会育成会活動補助	補助額 均等割：7500円、事業割：5000円/1事業 ただし、5000円以上の事業とする。
各種文化団体補助金交付事業	新町発足までに各種補助対象となるグループや団体などの活動状況や内容を十分精査し、交付基準や方法を検討する。
文化財保護活動費補助金	各地域の実情に応じた内容により予算の範囲内で補助の有無等を検討する。
農業後継者対策事業補助金	新町においては一本化を促し、補助金額については新町発足後決定する。
農業用廃プラスチック回収処理体制確立事業補助金	新町発足時は現行のとおりとする。なお、和田村の処理費補助については合併後3年を目途に長門町の例により統一する。

交付金等項目	調整方針 ()内は説明
出産・葬祭に関する給付	新町発足後現行どおり実施し、出産育児一時金貸付事業は和田村の例を参考に実施する。 (国保被保険者 出産育児一時金30万円、葬祭費18千円)
福祉医療費給付金	現行どおり実施する。なお、長門町の例により65歳以上68歳未満低所得老人も対象とする。 (和田村において65歳以上68歳未満低所得老人への給付が拡大)
敬老祝金	敬老会等の事業充実を図ることにより、高齢者全ての方々に敬意を表し、新町発足時、廃止する。
少子化対策出生祝金事業	新町発足時、長門町の例により実施する。なお、出生祝金の額は下記のとおりとする。 ・第1子の場合 30,000円 ・第2子の場合 50,000円 ・第3子の場合 100,000円 ・第4子以上の場合 200,000円
UIターン支援事業	若者住宅の整備・土地の提供など、夢の持てる有効な施策を新町発足までに検討することとし、本制度は廃止する。 ただし、合併前に適用になった者においては、従前のとおり継続実施する。
定住促進に伴う住宅建設等奨励金交付事業	新町発足時、永住の意思をもって自己所有の住宅を新築した者に対し、固定資産税年額の1/2相当額を5年間助成する。
旭ヶ丘住宅入居者奨励金交付事業	家賃の算定にあたっては、合併に伴う地域間格差を的確に判断し、利便性係数を見直す。本制度については新町発足後、廃止する。
団本部・分団交付金	現在の交付額を下回らないことを原則に、消防団の組織検討に併せ調整する。 団、分団で行っている協力費等の徴収は、当面の間現行どおりとする。
団員福祉共済掛金交付金	現行のとおり。 (全団員加入。全額公費負担)
中山間地域農業直接支払交付金	補助事業が継続される場合は、17年度以降の新制度により運用する。
身体障害児(者)補装具給付事業	現行どおり実施する。 (国・県事業)
身体障害者更生医療診療報酬	現行どおり実施する。 (国・県事業)
身体障害児(者)日常生活用具給付事業	現行どおり実施する。 (国・県事業)
児童手当	現行どおり実施する。 (国・県事業)
特殊教育就学奨励費(小・中学校)	制度内容については現行どおり実施する。 (国・県事業) 支給回数を年3回とする。
要保護及び準要保護児童生徒援助事業	制度内容については現行どおり実施する。 (国・県事業) 支給回数は和田村の例による。

調 印 書

小県郡長門町及び同郡和田村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく、長門町・和田村合併協議会において合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年 2月 9日

長 門 町 長

和 田 村 長

立 会 人

長門町議会議長

和田村議会議長

立 会 人

長門町・和田村合併協議会委員

長門町議会副議長

和田村議会副議長

長門町議会総務常任委員長

和田村議会総務文教常任委員長

長門町議会社会文教常任委員長

和田村議会社会常任委員長

長門町議会経済常任委員長

和田村議会経済常任副委員長

長門町議会議会運営委員長

和田村議会議会運営委員長

長門町住民代表

和田村住民代表

長門町住民代表

和田村住民代表

長門町住民代表

和田村住民代表

長門町住民代表

和田村住民代表

長門町住民代表

和田村住民代表

長門町住民代表

和田村住民代表

長門町住民代表

和田村住民代表

長門町住民代表

和田村住民代表

長門町助役

和田村助役

長門町教育長

和田村収入役

参考資料

長門町・和田村合併研究会委員名簿

H.16.3.30～H.16.9.1

区 分	長 門 町		和 田 村	
	氏 名	備 考	氏 名	備 考
町村長	小 林 一 彦	会長	羽 田 健一郎	副会長
助役	関 喜 男	H.16.4.1から収入役兼掌	河 西 健 男	
収入役	高見沢 敏 也	H.16.3.31まで	田 中 治 男	
議会代表	森 田 繁 良		小 川 純 夫	
	竹之内 健 次		内 田 和 典	
	小 林 実	まちづくり将来構想小委員 員長	羽 田 昇 治	
	竜 野 正 章		柳 沢 貞 司	
	小 林 淳		田 中 由紀子	
	栗 原 暁 史		荻 原 軌 栄	
住民代表	伊 藤 博 一		阪 田 禎 喜	
	北 村 よう子		笹 井 清 運	
	黒 沢 毅		清 水 佳 人	
	児 玉 恵 衛		相 馬 靖 子	
	小 林 和 夫		竹 内 武四郎	
	原 田 恵 召		中 村 昭 男	
	丸 山 石 雄		古 畑 幸 紀	
	森 田 勝之助		松 山 良 人	

長門町・和田村合併協議会委員名簿

H.16.9.2～現在

区 分	長 門 町		和 田 村	
	氏 名	備 考	氏 名	備 考
町村長	小 林 一 彦	会長	羽 田 健一郎	副会長
長が指名 する者	関 喜 男		河 西 健 男	
	竹 重 勝 憲		田 中 治 男	
議会議長	森 田 繁 良	H16.10.27まで	小 川 純 夫	新町名称選定小委員長
	竹之内 健 次	H16.10.28から		
議会選出議員	竹之内 健 次	H16.10.27まで	内 田 和 典	議員定数・任期及び報酬等 検討小委員長
	小 林 実	H16.10.27まで	羽 田 昇 治	新町建設計画策定小委員長
	竜 野 正 章	H16.10.27まで	田 中 由紀子	
	小 林 淳		小 山 達	
	栗 原 暁 史		荻 原 軌 栄	
	原 田 恵 召	H16.10.28から		
	滝 沢 勇 夫	H16.10.28から		
	森 浩一郎	H16.10.28から		
学識経験者	北 村 よう子		阪 田 禎 喜	
	熊 木 繁		清 水 佳 人	H17.1.12まで
	黒 沢 毅		相 馬 靖 子	
	小 林 和 夫		手 島 美佐子	
	児 玉 恵 衛		中 村 昭 男	
	笹 沢 慶 紀		羽 田 俊 祐	
	原 田 恵 召	H16.10.27まで	羽 田 義 久	
	丸 山 石 雄		古 畑 幸 紀	
伊 藤 博 一	H16.10.28から	田 中 俊 郎	H17.1.13から	